

議事（２）地域審議会設置期間の失効について

1 地域審議会とは

1) 制度創設の理由

合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。

2) 設置の法的根拠

①地方自治法

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

②市町村の合併の特例に関する法律

第22条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項において「地域審議会」という。）を置くことができる。

③村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

第1条 行政区域の拡大により、合併関係市町村の地域事情や合併協定事務及び合併市町村基本計画等の進行管理と実行性の確保を図り、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するため、合併前の村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の区域ごとに地域審議会を設置する。

第2条 地域審議会は、合併の日から設置し、合併に伴う市町村基本計画の計画期間が終了した年度の末日をもって失効する。

第3条 地域審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 予算編成の際の事業等の要望に関する事項
- (5) 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要に応じて地域の施策等について、市長に対し意見を述べることができる。

2 地域審議会のこれまでの取組

1) 会議の開催状況

年 度	地域審議会	合同会議
平成 20 年度	2	
平成 21 年度	4	
平成 22 年度	4	
平成 23 年度	4	1
平成 24 年度	4	
平成 25 年度	4	
平成 26 年度	4	
平成 27 年度	4	1
平成 28 年度	3	

2) これまでの主な協議

- ・総合計画に向けた各地域のまちづくりの基本的方向について【諮問】
- ・定住の里づくりアクションプランについて【諮問】
- ・地域の活性化について
- ・市民協働のまちづくりについて
- ・地区活性化に向けた具体的な方策について
- ・地域活性化推進事業について
- ・第1次総合計画中間総括について
- ・第2次総合計画策定に向けての提言について

3 住民意見反映のための取組

市では、地域審議会以外に住民の意見を市政に反映させていくため、次のような取組みを実施しています

1) 各種計画や重要施策に関する取組

①住民アンケートの実施

各種計画の原案作成段階で市民の意向を把握するためにアンケート調査を実施
例) 総合計画・環境基本計画・都市計画マスタープラン 等

②附属機関の設置

各種団体代表者や学識経験者等で構成される各種計画の検討組織を設置
例) 総合計画審議会・保育園等施設整備計画審議会 等

③パブリックコメントの実施

ホームページや広報誌等を通じた計画案等の公表・意見募集
例) 教育基本計画・中小企業振興基本条例 等

2) その他住民意見等を反映する取組

①各種団体等からの要望

各種団体からの要望に対し、市の考え方を回答

②市長とのふれあいトーク

市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とするため懇談会を実施

③市政提案

市役所、各支所等に市政提案箱を設置
その他、郵送やメール等で寄せられた意見等に対して随時回答

④むらかみ出前講座

市民等からの要望に応じ職員が出向き、各種事業や制度等の講座を実施

4 | 地域審議会失効後について

地域審議会は、合併の特例的な制度であり、地域審議会の設置に関する協議書に基づき、合併市町村基本計画の計画期間が終了する年度の末日（平成30年3月31日）で失効となります。

これまで地域審議会では、合併市町村基本計画掲載事業の進捗管理をはじめ、各種計画策定において各地域としての意見集約や協働のまちづくりが始まるにあたりご意見をいただきました。また、地域の活性化に向けた方策や、地域活性化推進事業についても検討いただいたところでもあります。

今後は、地域の意見を各地域区長会など既存の組織や、これまでも実施してきた住民意見反映の取り組みを活用し、地域や住民の意見を市政に反映していきたいと考えています。